

青森県教育委員会第830回定例会会議録

- 1 期 日 平成30年3月26日（月）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時57分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
報告第1号 議案に対する意見について
議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定
議案第3号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について・・・・原案決定
議案第4号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第5号 県天然記念物の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第6号 市町村の設置する高等学校の廃止の認可について・・・・・・・・原案決定
そ の 他 次期青森県教育振興基本計画の策定について
そ の 他 第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会の本県開催について
そ の 他 五戸町における五戸高校設置主体変更に係る検討結果について
そ の 他 職員の懲戒処分状況について
- 6 出席者等
 - ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
 - ・欠席者の氏名
なし
 - ・説明のために出席した者の職
平野教育次長、和嶋教育次長、西谷参事・教育政策課長、安田参事・教職員課長、村元職員福利課長、一戸学校教育課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
 - ・会議録署名委員
町田委員、野澤委員
 - ・書記
小舘孝浩、中舘大輔

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(平野教育次長)

この度の案件は、県議会第293回定例会に追加提出された「平成29年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「平成29年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、25億1,278万3千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,386億7,088万9千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりとなっている。また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について

(村元職員福利課長)

この度の改正は概要にあるとおり2点ある。

まず1点目は、スポーツ健康課が所掌する国民体育大会の開催に関する事務を分掌する組織の整理である。

これは、先般、本県での開催が正式決定した、第75回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の開催に関する事務をスポーツ振興グループに分掌させるため、国体準備室の分掌事務について、第80回国民体育大会と明確に規定するものである。

2点目は、県総合運動公園の遺跡区域に関する事務の移管である。

これは、三内丸山遺跡を効率的・効果的に管理運営するため、現在、観光国際戦略局が管理している遺跡区域が教育委員会に移管されることに伴い、同区域に関することについて、文化財保護課の所掌事務とするものである。

このことについては、知事部局においても関係規則の改正手続を進めているところである。

なお、この規則は、平成30年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

(安田参事)

本提案は、県立高等学校の学科の廃止に伴う所要の整備を行うためのものである。

概要としては、三八地区の中学校卒業生数の減少により、青森県立八戸商業高等学校の国際経済科を募集停止することに伴う所要の整備を行うものである。

また、改正規則は、平成30年4月1日から施行することとしている。

なお、青森県立八戸商業高等学校の国際経済科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について

(安田参事)

「1 提案理由」であるが、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、教育課程において「道徳」が「特別の教科である道徳」に改められたことによる名称変更を行うため提案するものである。

「2 概要」であるが、学校教育法施行規則が一部改正され、教育課程において「道徳」が「特別の教科である道徳」に改められ、平成30年4月1日から小学校及び特別支援学校の小学部に、平成31年4月1日から中学校、特別支援学校の中学部等に適用されることとなった。

青森県立学校管理規則では、特別支援学校の小学部及び中学部並びに中学校の道徳の指導を担当する職員を校長が命ずることを規定していることから、同規則に規定している名称を改めるものである。

なお、改正後の規則は、特別支援学校の小学部については平成30年4月1日から、特別支援学校の中学部及び中学校については平成31年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について

(相坂スポーツ健康課長)

この度の改正は、県立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の報酬年額の算定基礎としている地方交付税単位費用積算基礎が改められたことに伴い、学校医及び学校歯科医の報酬年額を20万8千円から20万9千円に、学校薬剤師の報酬年額を15万5千円から15万6千円に、健康管理医の報酬年額を26万5千円から26万6千円にそれぞれ改めるものである。

この規則は、平成30年4月1日から施行するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

議案第 5 号 県天然記念物の指定について

(増田文化財保護課長)

平成 30 年 3 月 4 日に開催された青森県文化財保護審議会において、県天然記念物として「銀杏木窪の大銀杏」及び「平のサイカチ」を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。詳細は、参考資料を御覧いただきたい。

「銀杏木窪の大銀杏」は平成 20 年に階上町の天然記念物に指定され、当時、県内で第 5 位、全国でも第 12 位の幹周を誇っており、見る者に畏敬の念を抱かせる。また、地域の人々からの信仰を集め、大切に守られてきたことから、今後も長く存続が期待できる。他の天然記念物と比べても遜色がなく、県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

「平のサイカチ」は平成 23 年に階上町の天然記念物に指定され、当時、全国で第 4 位の幹周を誇っていた。また、主幹がほぼ朽ち果て、瘤だらけになった姿から、人々と関わってきた長い歴史を感じることができる。所有者は、地元の協力を得ながら維持のための手当てを施すとともに、一般への周知・普及に努めており存続については問題ないと思われる。他の天然記念物と比べても遜色がなく、県天然記念物に指定し、永く保護すべきものと考えている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 5 号は原案のとおり決定する。

議案第 6 号 市町村の設置する高等学校の廃止の認可について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

今般、五所川原市より金木高等学校市浦分校を本年 3 月 31 日をもって廃止したい旨の認可の申請があったところである。

同分校については、生徒数の減少を考慮し、設置者である五所川原市において今年度から募集停止したところであり、在学する生徒全員が本年 3 月 2 日を以て卒業したことから、廃止することは適当であると認め、認可するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 6 号は原案のとおり決定する。

その他 次期青森県教育振興基本計画の策定について

(西谷参事)

「1 現行の県教育振興基本計画」については、教育基本法第 17 条により、「国は、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定める」こととされ、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ、」「基本的な計画を定めるよう努める」こととされており、これに基づき、本県においても平成 26 年 1 月に策定している。

(2) ①の「策定の考え方」としては、「青森県基本計画未来を変える挑戦」との密接な連携が重要であることから、「県基本計画」の教育関連部分を「県教育振興基本計画」に位置付けており、「期間」は平成 26 年度から平成 30 年度までとなっている。

「2 次期「県基本計画」の策定」については、去る 3 月 1 日の県総合計画審議会において、知事より諮問がなされ、目指す姿、期間、構成等について、資料に記載していると

おり、検討が進められているところである。

検討に当たっては、教育の現状と課題等に関する資料提供や素案等に対する意見提出などを通して、教育委員会としても関わっていくこととなっている。

「3 次期「県教育振興基本計画」については、「(1) 策定の考え方」として、引き続き、知事と教育委員会との密接な連携が重要であることから、次期「県基本計画」の教育関連部分を次期「県教育振興基本計画」に位置付ける方向で検討を進めるものとし、「県基本計画」のP D C Aサイクルによる政策点検の現状・課題を踏まえ、毎年度、「施策の柱」を設定し、取組の重点化を図って参りたいと考えている。

「(2) スケジュール」については、次期「県基本計画」が決定され次第、平成31年1月頃を目途に次期「県教育振興基本計画」を決定したいと考えている。

以上、次期「県教育振興基本計画」の策定に係る基本的な考え方について御了承いただきたい。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、次期青森県教育振興基本計画の策定については了解した。

その他 第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会の本県開催について

(相坂スポーツ健康課長)

これまでの経緯であるが、平成29年12月27日に日本体育協会及び文部科学省が開催要請書を持参し、三村知事、佐々木県体育協会会長及び中村教育長に対して、本県開催を要請した。

県では、八戸市、三沢市、南部町及び関係競技団体の意向を確認したところ、開催を希望するとの回答を得たことから、平成30年2月16日、日本体育協会及び文部科学省に開催受諾書を提出した。

その後、2月22日に日本体育協会が、知事等が開催決定書を手交し、本県開催が正式に決定されたところである。

本県における開催は、平成23年の第66回大会以来、9年ぶり13回目となり、開催時期については、2020年の1月下旬から2月上旬までの5日間の予定である。前回と同様、八戸市、三沢市及び南部町を会場として、スピードスケート、フィギュア、ショートトラック、アイスホッケーの各競技を実施する予定となっている。

これまでの開催状況から、大会期間中に、各都道府県代表の監督及び選手約1,700名、大会役員及び視察員等約400名のほか、多くの方々が本県を訪れることが見込まれる。

大会の成功に向けて、関係市町や県体育協会ははじめ関係競技団体等と連携し、準備を進めて参りたい。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会の本県開催については了解した。

その他 五戸町における五戸高校設置主体変更に係る検討結果について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

五戸町三浦町長より県立五戸高校設置主体変更に係る検討結果について、去る3月23日に説明があったので、御報告する。

「1 経緯」であるが、県教育委員会では、昨年7月、五戸町における「五戸高校存続のため、設置主体を含めたあらゆる検討を行う。」という要望を重く受け止め、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において、五戸高校について、県立高校としては平成32年度に募集停止する予定とし、同校の設置主体の変更等に関しては、その状況に応じて適切に対応することとしたところである。

五戸町では、副町長や関係部署の職員等からなる検討組織を設置し、2名の専任職員を配置するなど検討を重ねたと伺っている。

県教育委員会では、全国における設置主体変更の事例、施設・設備、教職員配置等設置主体変更の検討に必要な事項について情報提供するなど、随時、情報共有を図りながら、検討状況について注視してきたところである。

「2 五戸町長による検討結果に係る説明内容等」の(2)になるが、三浦町長からは、「町立化等を含めた五戸高校の設置主体変更については断念する。」との説明を受けた。

「3 今後の対応」であるが、五戸高校の募集停止を含めた学校規模・配置については、第1期実施計画に基づき、中学校卒業予定者数の推移等を勘案しながら適切に対応することとしている。

(中村教育長)

今回の決定は、五戸町における五戸高校関係者の皆様の熱い思いや期待を踏まえた中で、三浦町長をはじめとする皆様が、熟慮に熟慮を重ねた決断であると受け止めている。

我々としては、今後も、県民の皆様の御理解と御協力の下で子どもたちの教育環境の充実に努めて参りたいと考えている。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、五戸町における五戸高校設置主体変更に係る検討結果については了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(豊川委員長)

2月1日から3月25日までにを行った懲戒処分の状況は以下のとおり。何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。

8 教育委員長挨拶

(豊川委員長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本県でも、4月から教育委員長と教育長を一本化した新教育長制度へ移行することとなった。教育委員長が主宰する会議としては、今回の定例会が最後になるので、ここで一言御挨拶申し上げる。

教育委員会制度改革のきっかけは、学校のいじめや自殺事案において、教育委員会の対応が良くなかったことにある。そのため、教育行政の権限と責任を教育長に集中させるも

のである。

一方、教育委員が名誉職化されているとの指摘があった。本県ではそのようなことはなかったと思っている。制度が変わっても、歴史ある民主的政策の一環として、従来どおり政治に左右されず、住民の意思と社会の良識を持ちながら教育に反映させる考え方をしっかりと認識して取り組んでいく所存である。